

地震に備え、住宅の耐震診断・改修を

住宅・建築物の耐震化を進めることは、生命・財産を守るために重要です。市は、大和市耐震化促進協議会に加盟・登録している市内の建築関係団体と連携して、耐震診断など住宅の耐震化に関するさまざまな支援をしています。地震に備え、ぜひご利用ください。

共通事項

申し込み▼いずれも直接または電話で市役所建築指導課へ。
※防音工事やリフォームと同時に実施することも可能です。

木造住宅の耐震診断、改修工事

対象建築物▼昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分)が柱やはり、筋交いで構成される工法による2階建て以下の木造住宅



①簡易耐震診断(無料)
登録事業者が現場調査のうえ、耐震性の目安を判定します。

②精密耐震診断(戸建て住宅は原則無料)
①を実施した建築物に対し、登録建築士が診断を実施し、補強の要否や補強案、概算改修工事費を報告。診断費の上限63,000円までを助成。図面がない、床面積が大きい、共同住宅であるといった場合は、自己負担が生じる場合があります。

③耐震改修工事(一部助成あり)
②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、上限50万円)を助成。
※耐震改修した木造住宅は、次の税制などの優遇があります。
・固定資産税、都市計画税の家屋分を3年間全額減免
・所得税を減額(上限20万円)
・地震保険の保険料を10割引き

分譲マンションの耐震診断

分譲マンションの耐震診断に係る

より便利に、より災害に強く

市役所敷地内西側広場を整備

市は、利用者の利便性を高めるとともに、地震などの災害発生時に活用するため、市役所敷地内西側広場を多目的防災広場として整備しました。通路には、大和の歴史を紹介する「歴史案内板」なども設置しました。今後はこの広場を、防災に対するPRをする場としても活用します。

主な整備内容

①市役所への通路を拡幅、スロープを改修

市役所正面入り口への通路を拡幅しました。また、併せてスロープも整備し、バリアフリーに配慮しました。今後はここを「正門」と位置づけ、両側の桜にちなんで通称「さくら門」とします。



拡幅し、スロープも整備した市役所西側の通路

②かまどベンチを設置

災害時には煮炊きができるかまどとなるベンチとスツール各2脚を整備しました。ベンチとスツールは、来庁時の休憩などにふだんから利用できます。



煮炊きができる「かまどベンチ」

③災害用トイレを設置

災害用として、排水設備接続式のトイレを4か所整備しました。通常時はマンホールが設置してあるのみですが、災害時には目隠し用トイレブースと便器を設置します。今回の工事では、同トイレの備品を収納する倉庫も同時に整備しています。



ブースと便器を設置するとトイレに

●市役所管財課管財担当 ☎(26)053111 ☎(264)61055

経費を助成しています。詳しくはお問い合わせください。

対象▼昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション

予備診断費補助額▼上限20万円
本診断費補助額▼本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円)。

家具転倒防止器具取付支援(原則無料)

高齢者世帯、障がい者世帯などを

対象に、木製家具をし字金物と木ビスで壁に固定します(1世帯当たり2か所まで)。

補助材が必要なときなど、別途費用が発生する場合があります。また、鉄筋コンクリート造の建物には取り付けられない場合があります。

●市役所建築指導課建築指導担当 ☎(260)5425 ☎(264)6105

東日本大震災義援金報告

皆さんから寄せられた東日本大震災義援金の累計額は、51,628,975円となっています(3月31日現在)。義援金は日本赤十字社を通して被災地に送られます。

■義援金の受け付けを延長
義援金の受け付け期間を来年3月31日(月)まで延長しました。引き続き募金箱か口座振り込みをご利用ください。

募金箱設置場所▶市役所、保健福祉センター、渋谷分室、各学習センター、市立病院

振り込み口座▶

- ・振り込み先：郵便局00140-8-507
 - ・受取人：日本赤十字社 東日本大震災義援金
- ※通信欄には必ず「東日本大震災義援金」と記入してください。領収証を希望する場合は、併せて「領収証希望」と記入してください。
- ※郵便局窓口での取り扱いの場合、手数料は無料です。
- ※義援金については税制上の優遇措置があります。詳しくはお問い合わせください。

●保健福祉センター健康福祉総務課地域福祉担当 ☎(260)5604 ☎(262)0999

南関東防衛局からのお知らせ

住宅防音工事で設置したエアコン等の取り替え工事の対象年次を拡大

国は、住宅防音工事で設置した空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジ用換気扇)が老朽化などで故障または機能が低下した場合、これらの取り替え費用の一部を補助しています。

補助の割合

国の基準により算定された、取り替えに要する費用の10分の9を補助します。ただし、補助を受ける人が生活保護法に規定する被保護者などである場合は10分の10を補助します。

住宅防音工事希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」に必要事項を記入し、郵送で〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内南関東防衛局企画部住宅防音第2課へ。同希望届は、同局および座間防衛事務所(鶴間1-13-2、☎(261)4332)で配布しているほか、同局のホームページ(<http://www.mod.go.jp/rdb/skanton/>)からダウンロードもできます。

●南関東防衛局企画部住宅防音第2課 ☎(045)2117139